

○110番等通報協力者に対する謝礼措置について（例規）

（平成元年3月9日例規第5号）

〔沿革〕 平成4年5月例規第28号、7年12月第74号、9年8月第32号、13年12月第55号改正

110番等による通報協力者に対する謝意の表明については、これまで「110番等通報協力者に対する謝礼実施要領の制定について（通達）」（昭和52年9月28日外第833号）により運用してきたところであるが、この度、例規通達とし、平成元年4月1日から実施することとしたから、次により適切に運用されたい。

記

1 目的

110番等（いわゆる110番通報のほか、加入電話及び口頭による急訴並びにこれに準ずるものを含む。以下同じ。）により警察に対して各種事件、事故等に関する有効な情報等を提供した者に対し、直接謝意を表することによって、広く県民と警察との良好な関係を保持し、より積極的な協力を得て警察運営の向上を図ろうとするものである。

2 謝意表明の対象者

110番等により、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する有効な情報を通報した者（事故の当事者及び家族等で謝意を表する必要がないと認められる者を除く。以下「通報者」という。）を対象とする。

- （1）各種事件、事故等に関する通報で、人の生命、身体及び財産上の被害防止に効果のあった場合
- （2）各種事件、事故等に関する通報で、犯人検挙に効果のあった場合
- （3）緊急配備等の各種手配に関する通報で、事件、事故処理上効果のあった場合
- （4）前各号に掲げるもののほか、警察活動に関する通報で警察活動上効果のあった場合

3 謝意表明の内容

謝意の表明は、礼状に記念品を添えて行うものとする。

4 謝意を表明する者

主として当該事案を処理した警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）とする。

5 謝意表明の事務処理責任者

警察本部にあっては、生活安全部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）、警察署にあっては、地域課長（ただし、地域課長を置かない警察署にあっては、地域

係長とする。)とし、高速道路交通警察隊にあっては副隊長とする。

6 謝意表明の手続

(1) 通信指令課長の通報

通信指令課長は、通信指令課において受理した110番通報のうち通報者に該当すると思われる者を認知したときは、警察署長等に対し、110番等通報協力者通知書(様式第1号)(以下「通知書」という。)により通知するものとする。

(2) 警察署長等の措置

ア 通報者の認定及び報告

警察署長等は、通信指令課長から通知を受け又は自ら通報者に該当する者を認知したときは、その事実等必要事項についての調査を行い110番等通報協力者報告者(様式第2号)(以下「報告書」という。)により通信指令課長を経て警察本部長に報告するとともに記念品を受領した際は、記念品受領書(様式第3号)を通信指令課長あて送付すること。

イ 礼状及び記念品の贈呈

記念品の受領を受けた当該警察署長等は、別記記載例に準じて作成した礼状の送達とともに記念品を通報者に贈呈するものとする。

その際記念品出納簿(様式第4号)により、その経過を明らかにしておかなければならない。

7 運用上の留意事項

(1) 通報者選定の心構えと他の賞との関係

ア 本制度の目的に照らし、通報者の選定に当たっては単に事件、事故に限らず、その通報によって警察活動上何らかの効果があった場合をも含めて積極的に行うこと。

イ 本制度は、単に感謝の意を表するものであるので、奈良県警察表彰取扱規程(昭和49年10月本部訓令第10号)に定める部外表彰の受賞者及び受賞予定者であっても、すべて選定の対象とすること。

(2) 記念品の調達

記念品は、生活安全部通信指令課において調達する。

(3) 礼状の作成

礼状は別記記載例を参考にし、通報事案に適応したものを当該警察署等において、その都度作成すること。

(4) 礼状の送達及び記念品の贈呈

原則として警察署等の幹部が直接行うこと。

(5) 謝意表明は、時機を失することなくできるだけ早い機会に行えるよう配慮すること。

(6) 事案によっては、通報者の立場を考慮して、秘密の保持に十分配慮すること。

8 関係簿冊

通信指令課長及び警察署長等は、通知書、報告書及び記念品出納簿等により謝意表明状況を明らかにしておくものとする。

(様式等省略)